

議員発案第 6 号

治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する意見書」を提出するものとする。

平成21年12月18日 提出

提出者 三条市議会議員 小林 誠

賛成者 三条市議会議員 野崎 正 志

同 三条市議会議員 原 茂 之

同 三条市議会議員 田 中 寿

同 三条市議会議員 西 川 重 則

治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する意見書

1925年に制定された治安維持法により、戦前の軍国主義政治の下で主権在民、民主主義、侵略戦争反対などを唱えたことを理由に、多くの人たちが弾圧され、犠牲となった。治安維持法が廃止されるまでの20年間に逮捕された人は数十万人、送検された人は7万5,000人余、拷問により虐殺された人や獄死した人は約2,000人に上っており、新潟県でも数百人が検挙されている。

我が国では戦後、治安維持法が人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処刑された人々は無罪とされたが、しかしこれまでの歴代政府は何ら補償措置をしていない。

ドイツでは、「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき、今も戦犯を追及し、犠牲者に謝罪と賠償を行っており、イタリアでも国家賠償法を制定し、犠牲者に終身年金を支給している。また、条約を批准していないアメリカやカナダでも戦争中の日系人強制収容について謝罪と賠償が行われている。

治安維持法の制定から84年が経過し、生存する犠牲者はわずかとなっている。この人々の存命中に一日も早く政府による謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の急務であり、再び戦争と暗黒政治を許さないあかしとなるものである。

よって、国会及び政府におかれては、(仮称)治安維持法犠牲者国家賠償法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

三条市議会議長 阿 部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣